

警報発令時に伴う対応について

福山市立長浜小学校

台風接近による警報が出ている時

(※台風接近による警報とは、暴風警報、暴風波浪警報、大雨洪水警報等です。)

福山市では、市教育委員会と校長会が連携をとり、前日または当日の朝6時までに臨時休校などの緊急措置を決定するようにしています。

その際の指標は、

① 午前6時の時点で、警報等発令の場合・・・幼・小は臨時休業。中は自宅待機
(広島県福山地区) (小・中学校で給食のある学校は給食中止)
というものです。 しかし、これはあくまでも決定する際の指標ですので、
学校からの連絡を待って対応するようにしてください。

学校からの臨時措置（臨時休業等）についての連絡

＜前日決定の場合＞

- 印刷物を配布してお知らせします。(児童がまだ学校にいる場合)
- メール配信システムでお知らせします。(児童が下校後の場合)

＜当日の朝決定の場合＞(学校決定は6:30頃)

- メール配信システムでお知らせします。(7:00までに)

地震に伴う対応について

1 震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休校、または授業中止による待機になります。午前7時ごろまでに学校から緊急メール配信システムと学級緊急連絡網でお知らせします。しかし停電や携帯電話がかかりにくい状況等により、連絡できないことも考えられます。連絡がなくても次のように対応しますので、しっかりと判断して行動してください。

- ① 始業前に、震度5以上の地震が発生した場合、臨時休校となります。
- ② 放課後、震度5以上の地震が発生した場合は、翌日臨時休校となります。
- ③ 授業中に、震度5以上の地震が発生した場合は、授業を中止し、児童を学校待機させます。保護者

の引き取りがあるまで、学校で保護します。(なお、引き取りに来た場合は、担任のチェックを必ず受けてください。)翌日は、臨時休校となります。

2 震度4以下の地震が発生した場合は、学校施設の被害状況、通学路の状況等により、臨時休校にするかどうか対応を一ツ橋中ブロック内の小学校長で協議します。臨時休校を決定した場合は、午前7時ごろまでに学校から緊急メール配信システムでお知らせします。臨時休校の連絡がない限り、児童は通常どおり、集団登校をさせていただきます。